

証券コード 4727

平成21年12月3日

株 主 各 位



東京都豊島区高田三丁目37番10号

**アジアパシフィック システム総研 株式会社**

代表取締役社長 内 山 毅

## 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年12月17日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
メトロポリタンプラザ オフィスタワー12階「第1会議室」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第41期（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第41期（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 当社とキヤノン電子株式会社との株式交換契約承認の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.asia.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年10月1日から  
平成21年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の大幅な悪化に伴い、設備投資の急激な落ち込みが見られるなど、極めて厳しい状況で推移いたしました。

当社グループの属するIT業界におきましても、景況悪化に伴い企業の情報化投資抑制が高まっていることや、システム投資を牽引してきた金融機関系システムの構築需要の一巡感等の要因により厳しい状況下にあります。

このような状況下、当社グループにおきましても企業のシステム投資意欲減退により、新規顧客の受託開発は苦戦したものの、保守・運用契約のある既存顧客のカスタマイズ案件や付随するシステム開発の受注獲得に注力する一方で、日本ヒューレット・パッカード株式会社との合弁でHP Integrity NonStopサーバを核としたシステム・インフラストラクチャのSI事業を手掛ける「日本NonStopイノベーション株式会社」を中心に、特定ソリューション・サービスの強化を進めてまいりました。また、当社は平成20年11月21日をもってキヤノン電子株式会社を親会社とするキヤノン電子グループの一員として新たなスタートを切っており、同社を含めたキヤノングループ各社との事業シナジーの最大化を企図とした具体的な協議を開始しております。

当連結会計年度におきましては、キヤノングループ各社とのシナジーを追求するとともに、営業部門を梃入れして受注力を強化、さらには徹底的なコストの抑制に努めましたが、顧客企業における発注規模の縮小や、値引要請等もあり、売上高、利益ともに当初予想を下回りました。

以上の結果、売上高は、67億26百万円（前年同期比11.8%減）、営業利益は、1億45百万円（前年同期比52.5%減）、経常利益は、1億74百万円（前年同期比45.7%減）、当期純利益は、89百万円（前年同期比68.9%減）となりました。

品目別の売上高は、以下のとおりとなりました。

「システム開発」区分におきましては、41億94百万円（前年同期比0.4%増）となりました。

「保守・運用」区分におきましては、19億56百万円（前年同期比17.9%減）となりました。

「ライセンス・パッケージ」区分におきましては、3億85百万円（前年同期比50.0%減）となりました。

「Webデザイン」区分におきましては、1億24百万円（前年同期比30.1%減）となりました。

「その他」区分におきましては、38百万円（前年同期比49.8%減）となりました。

「OA機器販売」区分におきましては、26百万円（前年同期比37.0%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、連結子会社である日本NonStopイノベーション株式会社の設備購入を中心に実施しました。その結果、設備投資額は、総額35百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

IT業界におきましては、米国に端を発した金融危機の影響による世界的経済悪化に伴い、企業の情報システム投資予算の絞り込みが行われており、当面は厳しい受注環境が続くことが想定されます。したがって、同業間の受注獲得競争についても厳しさを増すことが予想されるため、当社といたしましては以下の施策を行うことで高品質、低価格、短納期を実現させ、受注競争力の強化を図ってまいります。

### ① 優秀な人材の確保及び育成

IT業界におきましては、情報システムが経済・社会の基盤として必要不可欠な機能となるにつれて高度・複雑化する技術要求への対応、アジア圏の企業も含めた同業他社との競争激化等の課題を抱えており、当社におきましても、次世代の中核を担う経営幹部の育成や、若手技術者の確保・育成への取り組みが、重要な課題であると認識しております。当社では、新卒・中途別の採用戦略を立案し、優秀な人材の確保に努めるとともに、教育制度、人事制度等の改良を継続的に行い、人材育成面にも積極的な投資を行ってまいります。

② 品質の向上と生産性の向上

品質管理の専門部署を更に強化して、受注レビュー、プロジェクトリスク管理、品質管理を徹底するとともに、技術者へのプロジェクト管理教育を強化することにより品質の更なる向上に努めてまいります。CMM i に準拠した品質管理、開発工程管理の適用プロジェクトを増やして、開発コストの削減を行うとともに、積極的な開発支援ツールの利用、国内オフショア（地方の賃金格差を利用）での生産体制の構築により生産性の向上を図ります。

③ 情報セキュリティ管理の強化

当社は、全ての事業所（本社・支社）を対象に情報セキュリティの標準規格である ISO27001（ISMS：Information Security Management System）の認証を取得しております。今後とも、セキュリティ基本方針に沿って管理施策の定着確認・改善及び監視を徹底することにより、情報処理サービス企業としての責任を果たしてまいります。

④ 特定ソリューション・サービスの強化

特に、下記のソリューション・サービスの強化を行ってまいります。

- ・ NonStopサーバ（日本HP社製）によるミッションクリティカルな大規模システム構築サービス
- ・ 金融機関向けソリューション「entrance Banking」
- ・ 人材派遣業向けソリューション「entrance HR」
- ・ 統合ビジネスアプリケーション「entrance 販売管理」「entrance 統合会計」
- ・ 学校向け教務管理システム「SCHOOL AID」

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成21年4月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、連結子会社であるトアーシステム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。これは、トアーシステム株式会社が人材派遣業向けソリューション、統合ビジネスアプリケーション等のパッケージソフトウェアの開発・販売事業を展開してまいりましたが、同社を吸収合併することによりパッケージソフトウェアの開発・販売事業を当社ソリューション・サービス事業本部に集中し、経営の効率化を推進することが最適であると判断したものであります。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

<連結>

| 区 分           | 第 38 期<br>(平成18年9月期) | 第 39 期<br>(平成19年9月期) | 第 40 期<br>(平成20年9月期) | 第 41 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成21年9月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 3,085,027            | 8,000,475            | 7,628,597            | 6,726,443                         |
| 経 常 利 益(千円)   | 109,082              | 407,688              | 320,808              | 174,247                           |
| 当 期 純 利 益(千円) | 134,573              | 343,766              | 289,379              | 89,953                            |
| 1株当たり当期純利益(円) | 15.12                | 38.19                | 32.15                | 9.99                              |
| 総 資 産(千円)     | 5,740,454            | 6,316,985            | 6,422,286            | 6,156,169                         |
| 純 資 産(千円)     | 4,834,394            | 5,125,358            | 5,346,586            | 5,357,665                         |

(注) 第38期は、決算期の変更に伴う変則決算のため、6ヶ月となっております。

<当社>

| 区 分           | 第 38 期<br>(平成18年9月期) | 第 39 期<br>(平成19年9月期) | 第 40 期<br>(平成20年9月期) | 第 41 期<br>(当事業年度)<br>(平成21年9月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 2,991,296            | 7,537,120            | 7,148,010            | 5,969,985                       |
| 経 常 利 益(千円)   | 100,843              | 394,437              | 351,965              | 229,151                         |
| 当 期 純 利 益(千円) | 154,673              | 339,299              | 347,780              | 109,030                         |
| 1株当たり当期純利益(円) | 17.38                | 37.69                | 38.63                | 12.11                           |
| 総 資 産(千円)     | 5,712,156            | 6,246,928            | 6,368,925            | 6,071,680                       |
| 純 資 産(千円)     | 4,854,494            | 5,140,991            | 5,380,574            | 5,417,447                       |

- (注) 1. 第38期は、決算期の変更に伴う変則決算のため、6ヶ月となっております。
2. 第38期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (7) 主要な事業内容 (平成21年9月30日現在)

当社グループは、コンピュータ・ソフトウェア及びコンピュータ・システムの設計、開発、運用、保守を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所（平成21年9月30日現在）

① 当社

| 名 称     | 現 在 地       |
|---------|-------------|
| 本 社     | 東 京 都 豊 島 区 |
| 関 西 支 社 | 大 阪 府 大 阪 市 |
| 九 州 支 社 | 福 岡 県 福 岡 市 |
| 沖 縄 支 社 | 沖 縄 県 浦 添 市 |

② 子会社

<株式会社ソリューション開発>

| 名 称 | 現 在 地       |
|-----|-------------|
| 本 社 | 東 京 都 豊 島 区 |

<日本NonStopイノベーション株式会社>

| 名 称 | 現 在 地       |
|-----|-------------|
| 本 社 | 東 京 都 豊 島 区 |

(9) 使用人の状況（平成21年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 608名    | 85名増        |

(注) 前年に比べ従業員が85名増加した要因は、新入社員及び中途採用の増加によるものです。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 537名    | 78名増      | 34.0歳   | 5.9年        |

(注) 前年に比べ従業員が78名増加した主な要因は、平成21年4月1日付でトアシステム株式会社を吸収合併したことによるものと、新入社員及び中途採用の増加によるものです。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社であるキャノン電子株式会社は、平成21年9月30日現在において当社の議決権比率87.87%を所有しております。

グループ内資金の効率的利用の観点から、当社とキャノン電子株式会社との間で極度貸付枠を設定しております。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                     |
|-------------------|--------|----------|---------------------------------------------|
| ㈱ソリューション開発        | 20百万円  | 100.0%   | ソフトウェア開発                                    |
| 日本NonStopイノベーション㈱ | 251百万円 | 80.1%    | HP Integrity NonStopサーバを核としたシステムインテグレーション事業 |

(注) 当社は、平成21年4月1日付でトアーシステム株式会社を吸収合併いたしました。

## (11) 主要な借入先の状況（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結計算書類の重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

## 2. 会社の株式に関する状況（平成21年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,002,200株
- (3) 株主数 1,064名
- (4) 大株主

| 株主名                       | 所有株式数   | 持株比率   |
|---------------------------|---------|--------|
| キヤノン電子株式会社                | 7,909千株 | 87.87% |
| アジアパシフィックシステム総研<br>従業員持株会 | 208     | 2.32   |
| 佐藤 清                      | 31      | 0.34   |
| 佐藤 秀行                     | 30      | 0.33   |
| 内山 毅                      | 30      | 0.33   |
| 臼井 雅昭                     | 20      | 0.23   |
| 中島 義雄                     | 20      | 0.23   |
| 江崎 博                      | 16      | 0.18   |
| 木庭 清                      | 10      | 0.11   |
| 細田 昌男                     | 10      | 0.11   |
| 鎌田 和寿恵                    | 10      | 0.11   |
| 大塚 達人                     | 10      | 0.11   |

(注) 持株比率は自己株式（809株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成21年9月30日現在）

| 会社における地位          | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                     |
|-------------------|---------|--------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>兼 執行役員 | 内 山 毅   | システム・インテグレーション事業本部長 兼<br>日本NonStopイノベーション株式会社取締役 |
| 取 締 役             | 江 崎 博   | 日本NonStopイノベーション株式会社 代表取<br>締役員副社長               |
| 取締役上席執行役員         | 佐 藤 秀 行 | ソリューション・サービス事業本部長                                |
| 取締役上席執行役員         | 平 林 正 基 | ビジネスサポート事業本部長                                    |
| 常 勤 監 査 役         | 萩 原 哲 雄 |                                                  |
| 監 査 役             | 原 恒 夫   |                                                  |
| 監 査 役             | 中 島 義 雄 | 中島税務会計事務所所長                                      |
| 監 査 役             | 清 水 栄 一 | キヤノン電子株式会社IMS事業部IMS事<br>業企画部長                    |

- (注) 1. 監査役原恒夫、監査役中島義雄及び監査役清水栄一は社外監査役であります。
2. 監査役中島義雄は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成20年12月18日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、監査役松本俊及び監査役木村勝善は辞任により退任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 支 給 額    |
|-------|---------|----------|
| 取 締 役 | 5名      | 48,333千円 |
| 監 査 役 | 5名      | 7,050千円  |
| 合 計   | 10名     | 55,383千円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第36回定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年9月26日開催の定時株主総会決議において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役報酬の支給人員には当事業年度に退任した取締役1名が含まれております。
5. 監査役報酬の支給人員には当事業年度に辞任した監査役2名が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 主な活動状況                                                                                      |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 原 恒 夫   | 平成20年12月18日以降開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、平成20年12月18日以降開催の監査役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 中 島 義 雄 | 当事業年度開催の取締役会24回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。                |
| 監査役 | 清 水 栄 一 | 平成20年12月18日以降開催の取締役会18回の全てに出席し、また、平成20年12月18日以降開催の監査役会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。      |

(注) 監査役原恒夫及び監査役清水栄一は、平成20年12月18日開催の定時株主総会において監査役に選任されており、就任後の取締役会及び監査役会開催回数で計算しております。

#### ロ. 社外役員の報酬等の総額

|              | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------|-----|-----------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 3名  | 2,850千円   |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       | 29,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の業務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス担当役員を配置する。グループ企業においても責任担当者を1社1名配置する。
- ② 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
- ③ 取締役、管理職使用人、一般職使用人に対して、階層別に必要な研修を実施する。また関連する法規の制定・改正、当社及びグループ企業で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- ④ 代表取締役は、内部監査室を直轄する。内部監査室は、代表取締役の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。
- ⑤ 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に誤りが生じないようシステムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 代表取締役は、取締役、使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- ② 会社は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
  1. 株主総会議事録
  2. 取締役会議事録
  3. 監査役会議事録
  4. 計算書類
  5. その他取締役会が決定する書類
- ③ 取締役及び監査役は、常時上記②における文書等を閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク担当役員を配置する。グループ企業においても責任担当者を1社1名配置する。
- ② リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会はただちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
- ③ リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ④ 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役の取引、親会社及び子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
- ⑤ 代表取締役、コンプライアンスならびにリスク担当役員は、コンプライアンス、適切なリスク管理のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。また、重大な不正事案等が発生した場合には、ただちに取締役会に報告する。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び監査役は、毎期、期初の取締役会において、全使用人の共通目的となる事業計画を策定し、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、キヤノン電子株式会社の定めるキヤノングループ行動規範を遵守し、使用人全員への浸透を図る。当社グループの各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して社員行動憲章に従い行動する。
- ② 当社グループの取締役、使用人は、グループ各社における重大な事実を発見した場合は、コンプライアンス担当役員に報告するものとする。代表取締役及びコンプライアンス担当役員は、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。  
また、コンプライアンス担当役員は、必要な場合、取締役会ならびに監査役会に報告する。

- ③ 代表取締役及びコンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部門と協議の上、グループ企業が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
  - ④ 親会社と親会社以外の利益が実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。
- (6) **監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人に関する取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査役が行う。これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
  - ② 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。
  - ② 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、社内において実施される会議に参加できる。
  - ② 監査役と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- (9) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社及び当社子会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。
- (10) **反社会的勢力排除に向けた体制**
- 社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

## 連結貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部         |           |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 流 動 資 産  | 5,392,233 | 流 動 負 債         | 793,801   |
| 現金及び預金   | 3,435,270 | 買掛金             | 270,621   |
| 売掛金      | 1,121,065 | 賞与引当金           | 254,231   |
| たな卸資産    | 485,430   | その他             | 268,947   |
| 繰延税金資産   | 218,170   | 固 定 負 債         | 4,702     |
| その他      | 133,007   | その他             | 4,702     |
| 貸倒引当金    | △710      | 負 債 合 計         | 798,503   |
| 固 定 資 産  | 763,936   | 純 資 産 の 部       |           |
| 有形固定資産   | 74,713    | 株 主 資 本         | 5,324,321 |
| 建物       | 22,306    | 資 本 金           | 2,399,916 |
| その他      | 52,407    | 資 本 剰 余 金       | 1,557,958 |
| 無形固定資産   | 549,534   | 利 益 剰 余 金       | 1,367,024 |
| のれん      | 233,437   | 自 己 株 式         | △578      |
| ソフトウェア   | 311,451   | 評価・換算差額等        | 15        |
| その他      | 4,645     | その他有価証券評価差額金    | 15        |
| 投資その他の資産 | 139,687   | 少 数 株 主 持 分     | 33,328    |
| 投資有価証券   | 28,485    | 純 資 産 合 計       | 5,357,665 |
| 繰延税金資産   | 1,019     | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 6,156,169 |
| その他      | 124,396   |                 |           |
| 貸倒引当金    | △14,213   |                 |           |
| 資 産 合 計  | 6,156,169 |                 |           |

## 連結損益計算書

(平成20年10月1日から)  
(平成21年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 | 目 | 金 | 額         |
|---|---|---|-----------|
| 売 | 上 | 高 | 6,726,443 |
| 売 | 上 | 原 | 5,446,278 |
| 売 | 上 | 総 | 1,280,164 |
| 販 | 費 | 及 | 1,134,316 |
|   | び | 一 |           |
|   | 般 | 管 |           |
|   | 理 | 費 |           |
| 営 | 業 | 利 | 145,847   |
| 営 | 業 | 外 | 28,470    |
|   | 収 | 益 |           |
| 受 | 取 | 利 | 19,656    |
| 受 | 取 | 配 | 6         |
|   | 当 | 金 |           |
| 未 | 払 | 配 | 3,824     |
|   | 当 | 金 |           |
|   | 戻 | 入 |           |
|   | 益 |   | 4,982     |
|   | の | 他 |           |
| 営 | 業 | 外 | 70        |
|   | 費 | 用 |           |
| そ | の | 他 | 70        |
| 経 | 常 | 利 | 174,247   |
| 特 | 別 | 利 | 32,968    |
|   | 益 |   |           |
| 貸 | 倒 | 引 | 10,370    |
|   | 当 | 金 |           |
|   | 戻 | 入 |           |
|   | 益 |   | 22,598    |
| 退 | 職 | 給 |           |
|   | 付 | 引 |           |
|   | 当 | 金 |           |
|   | 戻 | 入 |           |
|   | 益 |   | 134,979   |
| 特 | 別 | 損 |           |
|   | 失 |   |           |
| 固 | 定 | 資 | 1,903     |
|   | 産 | 廃 |           |
|   | 棄 | 損 |           |
| ア | ド | バ | 117,000   |
|   | イ | ザ |           |
|   | リ | 一 |           |
|   | 手 | 数 |           |
|   | 料 |   |           |
| 損 | 害 | 賠 | 14,206    |
|   | 償 | 金 |           |
| そ | の | 他 | 1,869     |
| 税 | 金 | 等 | 72,236    |
|   | 調 | 整 |           |
|   | 前 | 当 |           |
|   | 期 | 純 |           |
|   | 利 | 益 |           |
| 法 | 人 | 税 | 10,829    |
|   | 、 | 住 |           |
|   | 民 | 税 |           |
|   | 及 | び |           |
|   | 事 | 業 |           |
|   | 税 |   |           |
| 法 | 人 | 税 | △21,830   |
|   | 等 | 調 |           |
|   | 整 | 額 |           |
| 少 | 数 | 株 | △6,716    |
|   | 主 | 損 |           |
|   | 失 |   |           |
| 当 | 期 | 純 | 89,953    |
|   | 利 | 益 |           |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年10月1日から)  
(平成21年9月30日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |         |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成20年9月30日 残高                 | 2,399,916 | 1,557,958 | 1,349,084 | △458    | 5,306,501   |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △72,013   |         | △72,013     |
| 当 期 純 利 益                     |           |           | 89,953    |         | 89,953      |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |           | △119    | △119        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |         | -           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | -         | 17,940    | △119    | 17,820      |
| 平成21年9月30日 残高                 | 2,399,916 | 1,557,958 | 1,367,024 | △578    | 5,324,321   |

|                               | 評価・換算差額等     | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|--------------|-------------|-----------|
|                               | その他有価証券評価差額金 |             |           |
| 平成20年9月30日 残高                 | 40           | 40,045      | 5,346,586 |
| 連結会計年度中の変動額                   |              |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |              |             | △72,013   |
| 当 期 純 利 益                     |              |             | 89,953    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |              |             | △119      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △25          | △6,716      | △6,741    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △25          | △6,716      | 11,079    |
| 平成21年9月30日 残高                 | 15           | 33,328      | 5,357,665 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ソリューション開発  
日本NonStopイノベーション株式会社  
なお、連結子会社であったトアーシステム株式会社は、平成21年4月1日をもって当社に吸収合併されております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- 持分法非適用関連会社 1社  
アイシーエス総研株式会社  
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等の連結計算書類等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. たな卸資産

- ・商品 移動平均法による原価法を採用しております。  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・製品 個別法による原価法を採用しております。  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・仕掛品 個別法による原価法を採用しております。  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは、旧定率法を採用しております。また、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)については旧定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～20年 |

### ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法により償却を行っております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

### ハ. リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第16号 平成19年3月30日改正)の適用初年度前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社では従業員への賞与支給に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金 当社との合併に伴い、連結子会社であるトアーシテム株式会社の退職給付制度を廃止しております。これにより特別利益に「退職給付引当金戻入額」を22,598千円計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。

(7) 会計方針の変更

たな卸資産

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、棚卸資産の評価基準を主として個別法による原価法から主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更に伴う影響は軽微であります。

リース取引に関する会計基準等の適用

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年9月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第16号 平成19年9月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、当該リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更による影響はありません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

255,373千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 9,002,200株   | －株           | －株           | 9,002,200株   |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 559株         | 250株         | －株           | 809株         |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加250株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

平成20年12月18日開催第40回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 72,013千円
- ・1株当たり配当金額 8円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月19日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年12月18日開催第41回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 36,005千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 4円
- ・基準日 平成21年9月30日
- ・効力発生日 平成21年12月21日

#### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 591円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円99銭   |

## 5. 税効果会計

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| (繰延税金資産)     |           |
| 賞与引当金繰入限度超過額 | 116,395千円 |
| 減価償却の償却超過額   | 101       |
| 投資有価証券評価損    | 62,426    |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 4,733     |
| 繰越欠損金        | 117,261   |
| その他          | 19,929    |
| 小計           | 320,847千円 |
| 評価性引当額       | △101,658  |
| 繰延税金資産計      | 219,189千円 |
| (繰延税金負債)     |           |
| 繰延税金負債計      | —         |
| 繰延税金資産の純額    | 219,189千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 40.7% |
| (調整)               |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 5.4   |
| 住民税均等割             | 12.8  |
| 評価性引当額             | △84.9 |
| その他                | 10.8  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | △15.2 |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

当社と親会社であるキャノン電子株式会社（以下「キャノン電子」）は、平成21年11月11日開催の取締役会において、株式交換（以下「本株式交換」）によりキャノン電子が当社を完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換については、平成21年12月18日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえ、平成22年2月1日を株式交換の効力発生日とする予定です。

なお、本株式交換の効力発生日（平成22年2月1日予定）に先立ち、当社の普通株式は株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」）において上場廃止（最終売買日は平成22年1月26日）となる予定であります。

### (1) 株式交換の目的

当社は、キャノン電子による平成20年11月18日付「アジアパシフィックシステム総研株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、平成20年10月15日から平成20年11月17日まで当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）実施の結果、本公開買付けの決済の開始日である平成20年11月21日をもってキャノン電子の連結子会社となりました。

その後、両社はキャノン電子グループの中期経営目標である「世界トップレベルの高収益企業」を実現するために、シナジーの追求と両社の企業価値の向上を目指してまいりました。

継続的な経営情報の交換をはじめ様々な事業連携により、相互の営業チャネルの拡大、キヤノン電子グループ内の開発リソースの有効活用等、一定の成果が得られているものと認識しております。

しかしながら、昨年後半の米国サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況は、本年に入り当初の想定を大きく超える規模で深刻化し、両社とも前年比減収減益の業績予想あるいは決算の発表を余儀なくされるなど、厳しい経営環境に直面しております。このような状況において、業績の早期回復とさらなる発展のために、両社が選択しうる最善の手段について、当社の少数株主の皆様への影響も最大限考慮のうえ、慎重に協議してまいりました。その結果、当社をキヤノン電子の完全子会社とし、両社一体となって経営判断のスピードアップを図ることが両社の既存株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーの皆様の利益に資するものと判断いたしました。

本株式交換の結果、効力発生日である平成22年2月1日をもって、当社はキヤノン電子の完全子会社となり、当社は平成22年1月27日付で上場廃止となる予定です。

## (2) 本株式交換の要旨

### ① 本株式交換の日程

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 定時株主総会基準日（当社）         | 平成21年9月30日      |
| 取締役会決議日（両社）           | 平成21年11月11日     |
| 株式交換契約締結日             | 平成21年11月11日     |
| 株式交換契約承認定時株主総会開催日（当社） | 平成21年12月18日（予定） |
| 最終売買日（当社）             | 平成22年1月26日（予定）  |
| 上場廃止日（当社）             | 平成22年1月27日（予定）  |
| 株式交換の予定日（効力発生日）       | 平成22年2月1日（予定）   |

(注) 1. 本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、キヤノン電子においては簡易株式交換の手続により株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

2. 本株式交換の予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

3. ジャスダック証券取引所による平成21年4月8日付通知「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて上記日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定どおり行われなかった場合は、上記廃止日は平成22年1月26日（最終売買日は平成22年1月25日）となる予定です。

② 本株式交換の方式

キャノン電子を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、キャノン電子については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、当社については平成21年12月18日開催予定の株主総会において承認を受けたうえで、平成22年2月1日を効力発生日とする予定です。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

|                | キャノン電子株式会社<br>(株式交換完全親会社) | アジアパシフィックシステム総研株式会社<br>(株式交換完全子会社) |
|----------------|---------------------------|------------------------------------|
| 本株式交換に係る割当ての内容 | 1                         | 0.34                               |

(注) 1. 株式の割当比率

当社の株式1株に対して、キャノン電子の普通株式0.34株を割当て交付いたします。ただし、キャノン電子が保有する当社の株式7,909,651株については、本株式交換による割当ては行いません。なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式の交換により交付するキャノン電子の株式数

キャノン電子は本株式交換により、普通株式371,466株を割当交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式（平成21年10月末時点601,717株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

なお、割当交付による株式数については、当社による当社自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱

キャノン電子の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、キャノン電子の株式に関する以下の制度をご利用いただくこととなります。

- ・単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、キャノン電子の単元未満株式を所有する株主の皆様がキャノン電子に対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

- ・単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び定款の定めに基づき、キャノン電子の単元未満株式を所有する株主の皆様がキャノン電子に対し、ご所有の単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増を請求することができる制度です。

#### 4. 1株に満たない端株の処理

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

#### ④ 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債は発行しておらず、該当事項はありません。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、キャノン電子は野村證券株式会社（以下「野村證券」）を、当社は株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング（以下「CSC」）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、キャノン電子については、市場株価平均法を採用し算定を行いました。当社については、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）の各評価手法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析をキャノン電子に提出しました。

各評価方法による当社の普通株式1株に対するキャノン電子の普通株式の割当株式数の算定結果は、下表のとおりとなります。

| 株式交換比率の評価レンジ |           |
|--------------|-----------|
| 市場株価平均法      | 0.24～0.26 |
| 類似会社比較法      | 0.10～0.27 |
| DCF法         | 0.25～0.34 |

なお、市場株価平均法では、平成21年11月9日の株価終値、平成21年11月5日から平成21年11月9日までの3営業日の終値平均株価、平成21年11月4日から平成21年11月9日までの4営業日の終値平均株価、平成21年10月22日から平成21年11月9日までの12営業日の終値平均株価、平成21年10月13日から平成21年11月9日までの1ヶ月間の終値平均株価、平成21年8月10日から平成21年11月9日までの3ヶ月間の終値平均株価、ならびに平成21年5月11日から平成21年11月9日までの6ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含

みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定または査定の依頼も行っていません。当社の財務予測については、当社の経営陣より現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

C S Cは、キヤノン電子については、市場株価平均法を採用し算定を行いました。当社については、市場株価法、類似企業比準法、D C F法及び修正簿価純資産額法の各評価方法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析を当社に提出しました。

各評価方法による当社の普通株式1株に対するキヤノン電子の普通株式の割当株式数の算定結果は、下表のとおりとなります。

| 株式交換比率の評価レンジ |           |
|--------------|-----------|
| 市場株価法        | 0.22～0.30 |
| 類似企業比準法      | 0.09～0.41 |
| D C F法       | 0.31～0.40 |
| 修正簿価純資産額法    | 0.32～0.38 |

なお、市場株価法では、平成21年11月9日の株価終値、平成21年10月10日から平成21年11月9日までの1ヶ月間の終値平均株価、平成21年8月10日から平成21年11月9日までの3ヶ月間の終値平均株価、ならびに平成21年5月10日から平成21年11月9日までの6ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

## ② 算定の経緯

キヤノン電子及び当社は、それぞれが選定した上記第三者算定機関から提出された株式交換比率案の算定について専門家としての分析結果及び助言を慎重に検討し、またそれぞれにおいてキヤノン電子と当社との資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向、株価動向、配当動向等を勘案し、これらを踏まえた交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記(2)③の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成21年11月11日に開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重要な変更が生じた場合、キヤノン電子と当社との協議により変更することがあります。

③ 算定機関との関係

野村證券及びC S Cはともに、キヤノン電子及び当社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

④ 上場廃止となる見込及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成22年2月1日をもって当社はキヤノン電子の完全子会社となり、完全子会社となる当社の株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成22年1月27日上場廃止（最終売買日は平成22年1月26日）となる予定です。

上場廃止後はジャスダック証券取引所において当社株式を取引することはできません。本株式交換は(1)に記載のとおり当社をキヤノン電子の完全子会社とすることによって、両者の企業価値向上を図ることを目的とし、当社株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、当社株式は上場廃止となる予定です。

本株式交換の対価として交付されるキヤノン電子の株式は、東京証券取引所に上場されているため、本株式交換後においても、当社株式を295株以上所有し、本株式交換によりキヤノン電子の単元株式数である100株以上のキヤノン電子株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

当社株式を295株未満所有し、本株式交換に伴いキヤノン電子の単元未満株式である100株未満の株式を所有することとなる株主の皆様においては、取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、キヤノン電子の単元未満株主の買取制度及び買増制度をご利用いただくことができます。これらのお取扱いの詳細に関しましては、上記(2)③(注)3.をご参照下さい。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合の取扱については、上記(2)③(注)4.をご参照下さい。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である平成22年1月26日（予定）までは、ジャスダック証券取引所において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができますほか、会社法その他関係法令に定める権利を行使することができます。

⑤ 公正性を担保するための措置

キヤノン電子は、既に当社の総株主の議決権の過半数を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成21年11月11日開催の取締役会で決議しました。

一方当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者選定機関であるC S Cに株式交換比率の算定を依頼し、その算

定結果を参考としてキャノン電子との間で交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを平成21年11月11日開催の取締役会で決議しました。

なお、キャノン電子及び当社は、各第三者算定機関から、公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

当社の取締役会においては、キャノン電子の役員または使用人を兼務する取締役はならず、独自の判断に基づき本株式交換の決議を行っております。また、利益相反を回避する観点から、当社の社外監査役のうちキャノン電子の使用人を兼務する清水栄一は、本株式交換に関する当社の取締役会を欠席いたしております。

キャノン電子の取締役会においては、当社の役員または使用人を兼務する者がいないため、特段の措置を講じておりません。

(4) キャノン電子の概要（平成21年9月30日現在）

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 名称       | キャノン電子株式会社                    |
| 所在地      | 埼玉県秩父市下影森1248番地               |
| 代表者役職・氏名 | 代表取締役社長 酒巻 久                  |
| 事業内容     | コンポーネント、電子情報機器等の国内外における製造及び販売 |
| 資本金の額    | 4,969百万円                      |
| 事業年度の末日  | 12月31日                        |
| 純資産（連結）  | 53,720百万円                     |
| 総資産（連結）  | 78,647百万円                     |

(5) 今後の見通し

キャノン電子は既に当社を連結子会社としており、本株式交換におけるキャノン電子の業績への影響は、連結・個別ともに軽微であると見込んでおります。

(6) 親会社等との取引等に関する事項

本株式交換は、当社による親会社等との取引等に該当します。

## 7. その他の注記

### 企業結合等関係

#### 共通支配下の取引等

(1) 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった企業の名称及びその事業の内容

企業の名称 トアーシステム株式会社

事業の内容 パッケージソフトウェアの開発・販売

② 企業結合の法的形式

当社を存続企業とする吸収合併方式

③ 結合後企業の名称

アジアパシフィックシステム総研株式会社（当社）

④ 取引の目的を含む取引の概要

トアーシステム株式会社は、平成18年8月より当社連結子会社として、人材派遣業向けソリューション、統合ビジネスアプリケーション等のパッケージソフトウェアの開発・販売事業を展開してまいりました。同社は単独での事業を継続する一方で、当社において同種の事業を展開するソリューション・サービス事業本部との間で積極的な人材交流を実施するとともに、創業以来の独自ブランド「SISnet」の名称を当社ブランド「entrance」シリーズに統合して営業面でも協業関係を構築するなど、グループシナジーの最大化に努めてまいりました。

今般、事業戦略の見直しを行った結果、同社を吸収合併することによりパッケージソフトウェアの開発・販売事業を当社のソリューション・サービス事業本部に集中し、経営の効率化を推進することが最適であると判断したものであります。

⑤ 企業結合日

平成21年4月1日

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月16日

アジアパシフィックシステム総研株式会社

取締役会御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 谷 秋 洋 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 日 野 原 克 巳 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジアパシフィックシステム総研株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアパシフィックシステム総研株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に会社を完全子会社とする株式交換契約をキャノン電子株式会社と締結した旨が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第41期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年11月20日

アジアパシフィックシステム総研株式会社 監査役会

常勤監査役 萩原 哲雄 ㊟

監査役 原 恒夫 ㊟

監査役 中島 義雄 ㊟

監査役 清水 栄一 ㊟

(注) 監査役原恒夫、監査役中島義雄及び清水栄一は、社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部                |                  |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>5,061,709</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>649,531</b>   |
| 現金及び預金          | 3,303,991        | 買掛金                    | 200,687          |
| 売掛金             | 938,930          | 未払金                    | 61,501           |
| 仕掛品             | 265,165          | 未払費用                   | 66,671           |
| 前払費用            | 50,619           | 未払消費税等                 | 20,476           |
| 未収入金            | 74,213           | 前受金                    | 66,353           |
| 繰延税金資産          | 218,170          | 預り金                    | 13,669           |
| 関係会社短期貸付金       | 200,000          | 賞与引当金                  | 220,172          |
| その他             | 11,330           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>4,702</b>     |
| 貸倒引当金           | △710             | その他                    | 4,702            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>1,009,971</b> | <b>負 債 合 計</b>         | <b>654,233</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>56,879</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 建物              | 22,306           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>5,417,431</b> |
| 工具、器具及び備品       | 34,573           | <b>資 本 金</b>           | <b>2,399,916</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>557,824</b>   | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>1,557,958</b> |
| のれん             | 233,437          | 資本準備金                  | 1,502,760        |
| ソフトウェア          | 320,401          | その他資本剰余金               | 55,198           |
| 電話加入権           | 3,985            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>1,460,134</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>395,266</b>   | 利益準備金                  | 4,292            |
| 投資有価証券          | 24,381           | その他利益剰余金               | 1,455,841        |
| 関係会社株式          | 259,915          | 繰越利益剰余金                | 1,455,841        |
| 破産更生債権等         | 14,213           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△578</b>      |
| 敷金保証金           | 102,051          | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>15</b>        |
| 会員権             | 7,900            | その他有価証券評価差額金           | 15               |
| 繰延税金資産          | 1,019            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>5,417,447</b> |
| 貸倒引当金           | △14,213          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>6,071,680</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>6,071,680</b> |                        |                  |

# 損 益 計 算 書

(平成20年10月1日から)  
(平成21年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科                       | 目     | 金 額       |
|-------------------------|-------|-----------|
| 売                       | 上 高   | 5,969,985 |
| 商 品 売 上 高               |       | 9,797     |
| 製 品 売 上 高               |       | 5,960,187 |
| 売                       | 上 原 価 | 4,834,999 |
| 商 品 売 上 原 価             |       | 714       |
| 製 品 売 上 原 価             |       | 4,834,284 |
| 売 上 総 利 益               |       | 1,134,986 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 937,334   |
| 営 業 利 益                 |       | 197,652   |
| 営 業 外 収 益               |       | 31,498    |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金         |       | 23,027    |
| 未 払 配 当 金 戻 入 益         |       | 3,824     |
| そ の 他                   |       | 4,646     |
| 経 常 利 益                 |       | 229,151   |
| 特 別 利 益                 |       | 20,870    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         |       | 20,870    |
| 特 別 損 失                 |       | 152,860   |
| ア ド バ イ ザ リ 一 手 数 料     |       | 117,000   |
| 合 併 差 損                 |       | 17,880    |
| そ の 他                   |       | 17,979    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 97,160    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |       | 9,960     |
| 法 人 税 等 調 整 額           |       | △21,830   |
| 当 期 純 利 益               |       | 109,030   |

## 株主資本等変動計算書

（平成20年10月1日から）  
（平成21年9月30日まで）

（単位：千円）

|                                 | 株 主 資 本   |           |                |              |           |                |              |         |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|----------------|--------------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                 |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 平成20年9月30日 残高                   | 2,399,916 | 1,502,760 | 55,198         | 1,557,958    | 4,292     | 1,418,824      | 1,423,117    | △458    | 5,380,534   |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |                |              |           |                |              |         |             |
| 剰余金の配当                          |           |           |                |              |           | △72,013        | △72,013      |         | △72,013     |
| 当期純利益                           |           |           |                |              |           | 109,030        | 109,030      |         | 109,030     |
| 自己株式の取得                         |           |           |                |              |           |                |              | △119    | △119        |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の<br>変動額（純額） |           |           |                |              |           |                |              |         | -           |
| 事業年度中の変動額合計                     | -         | -         | -              | -            | -         | 37,017         | 37,017       | △119    | 36,897      |
| 平成21年9月30日 残高                   | 2,399,916 | 1,502,760 | 55,198         | 1,557,958    | 4,292     | 1,455,841      | 1,460,134    | △578    | 5,417,431   |

|                                 | 評価・換算<br>差 額 等     | 純 資 産 計<br>合 計 |
|---------------------------------|--------------------|----------------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差 額 金 |                |
| 平成20年9月30日 残高                   | 40                 | 5,380,574      |
| 事業年度中の変動額                       |                    |                |
| 剰余金の配当                          |                    | △72,013        |
| 当期純利益                           |                    | 109,030        |
| 自己株式の取得                         |                    | △119           |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の<br>変動額（純額） | △25                | △25            |
| 事業年度中の変動額合計                     | △25                | 36,872         |
| 平成21年9月30日 残高                   | 15                 | 5,417,447      |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法を採用しております。

・製品

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

個別法による原価法を採用しております。

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは、旧定率法を採用しております。また、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法により償却を行っております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年～15年）にわたり、定額法で償却しております。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第16号 平成19年3月30日改正）の適用初年度前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

たな卸資産

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、棚卸資産の評価基準を主として個別法による原価法から主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更に伴う影響は軽微であります。

リース取引に関する会計基準等の適用

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年9月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第16号 平成19年9月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、当該リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更による影響はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                | 241,538千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。 |           |
| 短期金銭債権                            | 266,724千円 |
| 短期金銭債務                            | 6,617千円   |
| (3) 取締役に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。  |           |
| 短期金銭債権                            | 4,770千円   |

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 114,165千円 |
| ② 仕入高        | 68,679千円  |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 23,692千円  |

### 4. 株主資本変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 559株       | 250株       | 一株         | 809株       |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加250株は、単位未満株式の買取による増加であります。

### 5. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 賞与引当金繰入限度超過額 | 100,786千円 |
| 減価償却の償却超過額   | 1,037     |
| プログラム補修見込額   | 3,101     |
| 投資有価証券評価損    | 62,426    |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 4,733     |
| 繰越欠損金        | 97,402    |
| その他          | 15,409    |
| 小計           | 284,536千円 |
| 評価性引当額       | △65,346   |
| 繰延税金資産計      | 219,189千円 |

(繰延税金負債)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金負債計   | —         |
| 繰延税金資産の純額 | 219,189千円 |

#### (2) 税効果会計適用後の法人税等の負担率

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 40.7% |
| (調整)               |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.6   |
| 住民税均等割             | 8.6   |
| 評価性引当額             | △77.8 |
| その他                | 12.7  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | △12.2 |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|           | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----------|---------|------------|---------|
| 工具、器具及び備品 | 9,000千円 | 9,000千円    | －千円     |
| 合計        | 9,000千円 | 9,000千円    | －千円     |

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

|     |     |
|-----|-----|
| 1年内 | －千円 |
| 1年超 | －千円 |
| 合計  | －千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称    | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業            | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円)  | 科目   | 期末残高(千円) |
|-----|-----------|--------|--------------|----------------------|-------------------|-----------|-------|-----------|------|----------|
| 親会社 | キャン電子株式会社 | 埼玉県秩父市 | 4,969,150    | コンポーネント、電子情報機器等の製造販売 | (被所有)<br>87.87    | 資金融資      | 資金の貸付 | 6,000,000 | －    | －        |
|     |           |        |              |                      |                   |           | 貸付利息  | 18,427    | 未収収益 | 2,424    |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様にしております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 601円85銭  
(2) 1株当たり当期純利益 12円11銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

## 10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

連結計算書類のその他の注記に記載のとおりであります。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年11月16日

アジアパシフィックシステム総研株式会社

取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大谷 秋 洋 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日野原 克 巳 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジアパシフィックシステム総研株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に会社を完全子会社とする株式交換契約をキャノン電子株式会社と締結した旨が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について監視及び検証致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年11月20日

アジアパシフィックシステム総研株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 萩 原 哲 雄 ㊟

監 査 役 原 恒 夫 ㊟

監 査 役 中 島 義 雄 ㊟

監 査 役 清 水 栄 一 ㊟

(注) 監査役原恒夫、監査役中島義雄及び監査役清水栄一は、社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は36,005,564円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年12月21日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 当社とキャノン電子株式会社との株式交換契約承認の件

### 1. 株式交換を行う理由

当社は、平成21年11月11日開催の取締役会において、キャノン電子株式会社（以下、「キャノン電子」）を株式交換完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

キャノン電子は、キャノン電子による平成20年11月18日付け「アジアパシフィックシステム総研株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、平成20年10月15日から平成20年11月17日まで当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施し、その結果、本公開買付けの決済の開始日である平成20年11月21日をもって当社の発行済株式総数の87%超を取得し、当社を連結子会社化いたしました。

その後、両社はキャノン電子グループの中期経営目標である「世界トップレベルの高収益企業」を実現するために、シナジーの追求と両社の企業価値の向上を目指してまいりました。継続的な経営情報の交換をはじめ様々な事業連携により、相互の営業チャネルの拡大、キャノン電子グループ内の開発リソースの有効活用等、一定の成果が得られているものと認識しております。

しかしながら、昨年後半の米国サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況は、本年に入り当初の想定を大きく超える規模で深刻化し、両社とも前年比減収減益の業績予想あるいは決算の発表を余儀なくされるなど、厳しい経営環境に直面しております。このような状況において、業績の早期回復とさらなる発展のために、両社が選択しうる最善の手段について、当社の少数株主の皆様への影響も最大限考慮のうえ、慎重に協議してまいりました。

その結果、当社をキャノン電子の完全子会社とし、両社一体となって経営判断のスピードアップを図ることが両社の既存株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーの皆様への利益に資するものと判断いたしました。

株主の皆様におかれましては、何卒本株式交換の趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

### 株式交換契約書（写）

キヤノン電子株式会社（住所：埼玉県秩父市下影森1248番地、以下「甲」という。）とアジアパシフィックシステム総研株式会社（住所：東京都豊島区高田三丁目37番10号、以下「乙」という。）は、平成21年11月11日付けで、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲の有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲の保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に0.34を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.34株の割合をもって割り当てる。
3. 第1項の場合において、同項所定の株主に対して交付しなければならない甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法（平成17年法律第86号）第234条の規定により処理する。
4. 甲は、本株式交換に際して交付する甲の普通株式については、新たな株式の発行を行わず、その保有する自己株式を交付する。

#### 第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際し、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

#### 第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成22年2月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第5条（株式交換承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について、株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、平成21年12月18日開催予定の定時株主総会（以下「株式交換承認総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
3. 前二項に定める手続（株式交換承認総会の開催日を含む。）は、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（乙による自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日において乙が保有するすべての自己株式を、同日までに開催する乙の取締役会の決議により、同日において消却する。

#### 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運用を行い、剰余金の配当その他その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

#### 第8条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合、甲において会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合その他本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、甲において会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったとき、又は、株式交換承認総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったときには、その効力を失う。

## 第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第11条（協議事項）

1. 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上これを決定する。
2. 本契約の条項に関し解釈の相違その他の疑義が生じたときは、甲及び乙は誠実に協議する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月11日

甲 埼玉県秩父市下影森1248番地  
キヤノン電子株式会社  
代表取締役社長 酒巻 久 ⑩

乙 東京都豊島区高田三丁目37番10号  
アジアパシフィックシステム総研株式会社  
代表取締役社長 内山 毅 ⑩

### 3. 会社法施行規則第184条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ① 対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### イ. 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、キャノン電子は野村証券株式会社（以下「野村証券」）を、当社は株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング（以下「CSC」）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村証券は、キャノン電子については、市場株価平均法を採用し算定を行いました。当社については、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）の各評価手法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析をキャノン電子に提出しました。各評価方法による当社の普通株式1株に対するキャノン電子の普通株式の割当株式数の算定結果は、下表のとおりとなります。

| 株式交換比率の評価レンジ |           |
|--------------|-----------|
| 市場株価平均法      | 0.24～0.26 |
| 類似会社比較法      | 0.10～0.27 |
| DCF法         | 0.25～0.34 |

なお、市場株価平均法では、平成21年11月9日の株価終値、平成21年11月5日から平成21年11月9日までの3営業日の終値平均株価、平成21年11月4日から平成21年11月9日までの4営業日の終値平均株価、平成21年10月22日から平成21年11月9日までの12営業日の終値平均株価、平成21年10月13日から平成21年11月9日までの1ヶ月間の終値平均株価、平成21年8月10日から平成21年11月9日までの3ヶ月間の終値平均株価、ならびに平成21年5月11日から平成21年11月9日までの6ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用し

たそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測については当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

CSCは、キャノン電子については、市場株価法を採用し算定を行いました。当社については、市場株価法、類似企業比準法、DCF法及び修正簿価純資産額法の各評価方法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析を当社に提出しました。各評価方法による当社の普通株式1株に対するキャノン電子の普通株式の割当株式数の算定結果は、下表のとおりとなります。

| 株式交換比率の評価レンジ |           |
|--------------|-----------|
| 市場株価法        | 0.22～0.30 |
| 類似企業比準法      | 0.09～0.41 |
| DCF法         | 0.31～0.40 |
| 修正簿価純資産額法    | 0.32～0.38 |

なお、市場株価法では、平成21年11月9日の株価終値、平成21年10月10日から平成21年11月9日までの1ヶ月間の終値平均株価、平成21年8月10日から平成21年11月9日までの3ヶ月間の終値平均株価、ならびに平成21年5月10日から平成21年11月9日までの6ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

#### ロ. 算定の経緯

キャノン電子及び当社は、それぞれが選定した上記第三者算定機関から提出された株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果及び助言を慎重に検討し、またそれぞれにおいてキャノン電子と

当社との資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向、株価動向、配当動向等を勘案し、これらを踏まえた交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記2.の株式交換契約書(写)第2条第1項の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成21年11月11日に開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、キャノン電子と当社との協議により変更することがあります。

② キヤノン電子の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

キャノン電子は本株式交換に際して自己株式を充当する予定であり、資本金及び準備金の額の変動はありません。

③ 対価としてキャノン電子株式を選択した理由

当社及びキャノン電子は、当社の株主の利益保護、本株式交換後のキャノン電子グループ全体の資本政策等を考慮して、株式交換完全親会社であるキャノン電子の普通株式を交換対価として選択いたしました。

④ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

「① 対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」に記載のとおり、キャノン電子は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、当社との間で交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを平成21年11月11日開催の取締役会で決議いたしました。

一方、当社は本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるキャピタル・ストラテジー・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてキャノン電子との間で交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを平成21年11月11日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、キャノン電子及び当社は、各第三者算定機関から、公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)の取得はしておりません。

当社の取締役会においては、キヤノン電子の役員又は使用人を兼務する取締役はおらず、独自の判断に基づき本株式交換の決議を行っております。また、利益相反を回避する観点から、当社の社外監査役のうちキヤノン電子の使用人を兼務する清水栄一は、本株式交換に関する当社の取締役会を欠席いたしております。

キヤノン電子の取締役会においては、当社の役員又は使用人を兼務する者がいないため、特段の措置を講じておりません。

(2) 対価について参考となるべき事項

① キヤノン電子株式会社の定款

キヤノン電子株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、キヤノン電子株式会社と称し、英文ではCANON ELECTRONICS INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種精密機械器具の製造および販売
- (2) 各種電子および電気機械器具の製造および販売
- (3) 各種光学機械器具の製造および販売
- (4) 各種情報機器の製造および販売
- (5) コンピュータおよび通信機器ソフトウェアの作成および販売
- (6) 捺染装置により印刷加工された衣料雑貨品の製造および販売
- (7) ゴルフ場の経営
- (8) スポーツレクリエーション施設の経営・管理
- (9) 上記各号に関連する一切の業務

(本 店)

第3条 当社は、本店を埼玉県秩父市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

- ② 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。ただし、請求時に当社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りではない。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 前条第2項に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第11条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。

#### (招集地)

第12条 株主総会の招集地は、本社・秩父工場、美里事業所、赤城工場および東京都港区芝浦の各拠点所在地のいずれかならびにこれらに隣接する地とする。

#### (招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。

#### (定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

#### (株主総会参考書類等のみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項による決議については、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名に限る。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、18名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

② 取締役会は、すべての取締役で組織し、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

③ 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(議 長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役会は、すべての監査役で組織し、法律で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲において監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査役会規則)

第32条 監査役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をする。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

- ③ 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## 附 則

第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第2条 前条および本条は、平成21年1月6日から起算して1年を経過した時をもって削除するものとする。

### ② 対価の換価方法に関する事項

#### イ. 取引市場

東京証券取引所市場第一部

#### ロ. 取引の媒介、取次ぎまたは代理を行うもの

全国各証券会社

#### ハ. 市場価格

本株式交換の対価であるキャノン電子株式会社について、株式交換契約締結日の直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の市場価格の終値平均は以下のとおりです。

| 1ヶ月間   | 3ヶ月間   | 6ヶ月間   |
|--------|--------|--------|
| 1,764円 | 1,635円 | 1,494円 |

なお、その他詳細な情報については、下記のホームページに開示されております。

<http://www.tse.or.jp/>

### (3) 計算書類等に関する事項

キャノン電子株式会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、同封の「株主総会参考書類（別冊）」をご参照ください。

(4) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

該当事項はありません。

② キヤノン電子株式会社

キヤノン電子株式会社は、平成21年4月13日に次のとおり土地及び建物の取得に係る売買契約を締結いたしました。

イ. 目的 東京本社社屋として使用するため

ロ. 投資の内容

面積 土地 1,493.56m<sup>2</sup>

建物（延べ床面積）6,270.92m<sup>2</sup>

所在地 東京都港区

総投資額 約45億円

ハ. 売買契約締結日 平成21年4月13日

ニ. 引渡予定日 平成21年11月末予定

ホ. 営業・生産活動に及ぼす重要な影響

営業・生産活動に与える重要な影響はありません。

### 第3号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第9条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 （条文省略）</p> <p>（自己の株式の取得）</p> <p>第7条 （条文省略）</p> <p>（単元未満株式の買増し）</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主<br/><u>（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p><u>（株券の発行）</u></p> <p>第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> | <p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 （現行どおり）</p> <p>（自己の株式の取得）</p> <p>第7条 （現行どおり）</p> <p>（単元未満株式の買増し）</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>（削除）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第11条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社株式に関する取扱及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当会社は毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第15条～第48条 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p>第14条～第47条 (現行どおり)<br/>附則<br/> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き<br/> その他の株券喪失登録簿に関する事務は、平<br/> 成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に<br/> 委託し、当社においては取扱わない。なお、<br/> 本附則は、同日の経過後、自動的に削除され<br/> るものとする。</u></p> |

#### 第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 内山 毅<br>(昭和39年12月22日生) | 昭和62年4月 当社入社<br>平成10年4月 当社営業推進部長<br>平成11年6月 当社取締役営業本部長<br>平成16年10月 当社執行役員ソリューションカンパニーS I本部長<br>平成18年4月 当社常務取締役執行役員S I事業部長兼営業副本部長<br>平成18年10月 当社常務取締役上席執行役員システム・インテグレーション事業本部長<br>平成19年12月 当社専務執行役員 システム・インテグレーション事業本部長<br>平成20年3月 当社代表取締役社長 上席執行役員システム・インテグレーション事業本部長（現任）<br>平成20年3月 トアーシステム㈱取締役<br>平成20年5月 日本NonStopインベーション㈱取締役（現任）<br><br>[重要な兼職の状況]<br>日本NonStopインベーション㈱取締役 | 30,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2         | 江 崎 博<br>(昭和43年5月8日生) | <p>平成4年4月 当社入社</p> <p>平成11年4月 当社執行役員応用技術部長</p> <p>平成16年10月 当社執行役員ソリューションカンパニーS I 本部S I 営業部長兼ソリューション3部長</p> <p>平成18年4月 ㈱ソリューション開発代表取締役社長</p> <p>平成18年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼S I 副事業部長</p> <p>平成18年10月 当社取締役上席執行役員システム・インテグレーション事業本部 営業部長</p> <p>平成19年12月 当社上席執行役員</p> <p>平成20年3月 当社常務取締役上席執行役員</p> <p>平成20年5月 日本NonStopイノベーション㈱代表取締役副社長 (現任)</p> <p>平成20年12月 当社取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>日本NonStopイノベーション㈱代表取締役副社長</p> | 16,300株    |

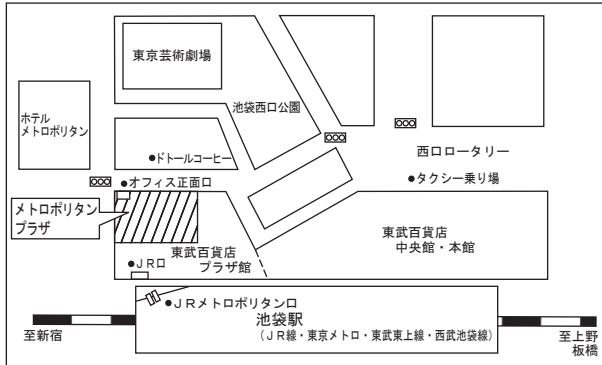
| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 佐藤秀行<br>(昭和29年1月21日生) | 昭和49年4月 当社入社<br>平成4年4月 当社取締役経営管理室長<br>平成8年8月 当社取締役管理本部長<br>平成13年7月 当社取締役執行役員ゼネラルサポート本部長<br>平成14年10月 当社取締役開発本部長<br>平成16年4月 当社取締役ソリューションカンパニー社長<br>平成17年6月 当社専務取締役<br>平成18年4月 当社取締役執行役員<br>平成18年4月 トアーシステム(株) 代表取締役社長<br>平成18年10月 当社取締役上席執行役員ソリューション・サービス事業本部長<br>平成20年3月 当社取締役上席執行役員ソリューション・サービス事業本部長(現任) | 30,000株    |
| 4     | 平林正基<br>(昭和42年3月23日生) | 平成2年4月 (株)ランドコンピュータ入社<br>平成8年7月 (株)日本通信研究所入社<br>平成12年11月 日本インフォメーションテクノロジー(株)へ転籍<br>平成13年8月 当社入社<br>平成16年4月 当社アジリティカンパニーCMO<br>平成16年6月 当社取締役アジリティカンパニーCMO<br>平成18年4月 当社取締役執行役員ビジネスサポート事業部長<br>平成18年10月 当社取締役上席執行役員ビジネスサポート事業本部長<br>平成21年10月 当社取締役上席執行役員システム・インテグレーション事業本部副事業本部長(現任)                      | 5,000株     |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
メトロポリタンプラザ  
オフィスタワー12階 「第1会議室」  
TEL 03-5954-1030



## [交通のご案内]

J R線：池袋駅下車 メトロポリタン口 徒歩1分

各線（J R線、東武東上線、西武池袋線、東京メトロ有楽町線・丸ノ内線・副都心線）：池袋駅下車 西口方面出口 徒歩3分

※駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。